

改正後	現行																																																						
<p>第 1・第 2 （略）</p> <p>第 3 事業の実施及び実績報告</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 事業の着手</p> <p>(1) 事業の着手は、推進交付金の交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、都道府県は、あらかじめ、地方農政局長等 <u>（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）</u> の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第 4 号により地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>第 4 多面的機能支払交付金に係る推進事業</p> <p>1 （略）</p> <p>2 要綱第 3 の <u>1 の (1)</u> の <u>多面交付金</u> に係る推進事業の交付対象となる経費は、以下に掲げる経費とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事務費</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>(略) ・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を <u>含む</u>。） (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交付金</td> <td></td> <td>・事務支援組織の特定非営利法人化に対する経費の定額助成 (1 法人 <u>当たり</u> 定額 40 万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 5 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 要綱別紙 2 の第 1 の 4 については、要綱第 3 の <u>1 の (2)</u> の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導、現地調査等とする。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 要綱別紙 2 の第 2 の 6 については、集落協定の広域化計画の策定、要綱第 3 の <u>1 の (2)</u> の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導及び現地調査等とする。</p> <p>8 要綱別紙 2 の第 3 の 3 については、要綱第 3 の <u>1 の (2)</u> の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導及び現地調査等とする。</p> <p>9 要綱第 3 の <u>1 の (2)</u> の中山間交付金に係る推進事業の交付対象の経費は、以下に掲げる経費とする。</p> <p>中山間交付金に係る推進事業の交付対象経費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事務費</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	費目	細目	内容	(略)	(略)	(略)	事務費	(略)	(略)	使用料	(略) ・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を <u>含む</u> 。） (略)	(略)	(略)	交付金		・事務支援組織の特定非営利法人化に対する経費の定額助成 (1 法人 <u>当たり</u> 定額 40 万円)	費目	細目	内容	(略)	(略)	(略)	事務費	(略)	(略)	使用料	(略)	<p>第 1・第 2 （略）</p> <p>第 3 事業の実施及び実績報告</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 事業の着手</p> <p>(1) 事業の着手は、推進交付金の交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、都道府県は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第 4 号により地方農政局長等 <u>（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。）</u> に提出するものとする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>第 4 多面的機能支払交付金に係る推進事業</p> <p>1 （略）</p> <p>2 要綱第 3 の <u>(1)</u> の <u>多面的機能支払交付金</u> に係る推進事業の交付対象となる経費は、以下に掲げる経費とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事務費</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>(略) ・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を <u>含む</u>） (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交付金</td> <td></td> <td>・事務支援組織の特定非営利法人化に対する経費の定額助成 (1 法人 <u>あたり</u> 定額 40 万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 5 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 要綱別紙 2 の第 1 の 4 については、要綱第 3 の <u>(2)</u> の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導、現地調査等とする。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 要綱別紙 2 の第 2 の 6 については、集落協定の広域化計画の策定、要綱第 3 の <u>(2)</u> の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導及び現地調査等とする。</p> <p>8 要綱別紙 2 の第 3 の 3 については、要綱第 3 の <u>(2)</u> の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導及び現地調査等とする。</p> <p>9 要綱第 3 の <u>(2)</u> の中山間交付金に係る推進事業の交付対象の経費は、以下に掲げる経費とする。</p> <p>中山間交付金に係る推進事業の交付対象経費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事務費</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	費目	細目	内容	(略)	(略)	(略)	事務費	(略)	(略)	使用料	(略) ・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を <u>含む</u> ） (略)	(略)	(略)	交付金		・事務支援組織の特定非営利法人化に対する経費の定額助成 (1 法人 <u>あたり</u> 定額 40 万円)	費目	細目	内容	(略)	(略)	(略)	事務費	(略)	(略)	使用料	(略)
費目	細目	内容																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
事務費	(略)	(略)																																																					
	使用料	(略) ・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を <u>含む</u> 。） (略)																																																					
	(略)	(略)																																																					
交付金		・事務支援組織の特定非営利法人化に対する経費の定額助成 (1 法人 <u>当たり</u> 定額 40 万円)																																																					
費目	細目	内容																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
事務費	(略)	(略)																																																					
	使用料	(略)																																																					
費目	細目	内容																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
事務費	(略)	(略)																																																					
	使用料	(略) ・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を <u>含む</u> ） (略)																																																					
	(略)	(略)																																																					
交付金		・事務支援組織の特定非営利法人化に対する経費の定額助成 (1 法人 <u>あたり</u> 定額 40 万円)																																																					
費目	細目	内容																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
事務費	(略)	(略)																																																					
	使用料	(略)																																																					

		・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を <u>含む。</u> ）【都道府県推進事業は除く】 (略)
	(略)	(略)

		・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を <u>含む</u> ）【都道府県推進事業は除く】 (略)
	(略)	(略)

第6 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業

要綱第3の1の(3)の環境交付金に係る推進事業の交付対象となる経費は、以下に掲げる経費とする。

費目	細目	内容
(略)	(略)	(略)
諸謝金		(略) ・ <u>環境保全効果調査等</u> に協力する農業者団体等に対する謝礼に必要な経費
(略)	(略)	(略)
事務費	(略)	(略)
	使用料	(略) ・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を <u>含む。</u> ） (略)
	(略)	(略)

第6 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業

要綱第3の(3)の環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業の交付対象となる経費は、以下に掲げる経費とする。

費目	細目	内容
(略)	(略)	(略)
諸謝金		(略) ・ <u>温暖化防止効果検証</u> に協力する農業者団体等に対する謝礼に必要な経費 <u>(令和4年度に限る。)</u>
(略)	(略)	(略)
事務費	(略)	(略)
	使用料	(略) ・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を <u>含む</u> ） (略)
	(略)	(略)

第7 (略)

第7 (略)

第8 電子情報処理組織による届出

(新設)

- 都道府県知事は、第3の5の(1)の規定による交付決定前着手届（以下「届出」という。）については、当該規定の定めにかかわらず、原則として電磁的方法により作成し、提出することとする（天災、事故等やむを得ない事情がある場合を除く。）。なお、届出については、共通申請システム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。システムを使用する方法により届出を行う場合において、本要領に基づき当該届出に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 都道府県知事は、1の規定によりシステムによる届出を行う場合は、本要領の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 地方農政局長等は、1の規定によりシステムによる届出が行われた都道府県知事に対する通知、指示、命令等については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法により行うことができる。
- 都道府県知事が1の規定によりシステムを使用する方法により届出を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

<p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">事務支援組織の特定非営利活動法人化支援に係る交付対象要件等について</p> <p>第1 交付対象者が備えるべき要件</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該法人が支援する対象組織（以下「支援対象組織」という。）の多面的機能支払交付金実施要綱（以下「多面要綱」という。）別紙1の第5の2に定める活動計画書に定めた区域を合わせたまとまりのある区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度 <u>又は</u> 活動計画書に定めた区域内の農用地面積の総計がまとまりのある農用地面積として、200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上）を有すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第2 交付手続</p> <p>(1) 交付金の交付を受けようとする事務支援組織（以下「交付対象者」という。）は、別記1様式第1号を事業実施年度の3月10日までに、次のアからエまでに掲げる書類を添付し、多面要綱別紙3の第1の3に定める基本方針により都道府県知事が事務支援組織への支援事業を実施する者（以下「支援事業実施主体」という。）として定めた者に提出するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～エ (略)</p> <p>(2) 支援事業実施主体は、(1)により交付対象者から提出のあった <u>別記1様式第1号</u> 及び添付書類の内容を確認し、当該交付対象者が第1に定める要件を満たし、その内容が適切と認められる場合には、交付決定を行い、交付対象者に対し、別記1様式第2号により通知し、交付金を交付する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 支援事業実施主体は、別記1様式第3号を要綱第17の規定による事業実績の報告と併せて、地方農政局長等に報告する。</p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>(別記1様式第1号)～(別記1様式第3号) (略)</p> <p>(別記1様式第4号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>支援事業実施主体名 代表者名 殿</p> <p style="text-align: right;">法人名 代表者名</p> <p style="text-align: center;">事務支援組織による活動組織への支援事業実績報告書</p> <p>日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産2855号・27農振第2219号生産局長・農村振興局長連名通知）別記1第3の規定に基づき、事業実績報告書を提出する。</p>	<p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">事務支援組織の特定非営利活動法人化支援に係る交付対象要件等について</p> <p>第1 交付対象者が備えるべき要件</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該法人が支援する対象組織（以下「支援対象組織」という。）の多面的機能支払交付金実施要綱（以下「多面要綱」という。）別紙1の第5の2に定める活動計画書に定めた区域を合わせたまとまりのある区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度 <u>又は</u>、活動計画書に定めた区域内の農用地面積の総計がまとまりのある農用地面積として、200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上）を有すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第2 交付手続</p> <p>(1) 交付金の交付を受けようとする事務支援組織（以下「交付対象者」という。）は、別記1様式第1号 <u>に定める「事務支援組織の特定非営利活動法人化支援交付金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を作成し</u>、事業実施年度の3月10日までに、次のアからエまでに掲げる書類を添付し、多面要綱別紙3の第1の3に定める基本方針により都道府県知事が事務支援組織への支援事業を実施する者（以下「支援事業実施主体」という。）として定めた者に提出するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～エ (略)</p> <p>(2) 支援事業実施主体は、(1)により交付対象者から提出のあった <u>交付申請書</u> 及び添付書類の内容を確認し、当該交付対象者が第1に定める要件を満たし、その内容が適切と認められる場合には、交付決定を行い、交付対象者に対し、別記1様式第2号 <u>に定める「事務支援組織の特定非営利活動法人化支援交付金交付決定通知書」</u> により通知し、交付金を交付する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 支援事業実施主体は、別記1様式第3号 <u>に定める「事務支援組織の特定非営利活動法人化支援一覧表」を作成し</u>、要綱第17の規定による事業実績の報告と併せて、地方農政局長等に報告する。</p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>(別記1様式第1号)～(別記1様式第3号) (略)</p> <p>(別記1様式第4号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>支援事業実施主体名 代表者名 殿</p> <p style="text-align: right;">法人名 代表者名</p> <p style="text-align: center;">事務支援組織による活動組織への支援事業実績報告書</p> <p>日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産2855号・27農振第2219号生産局長・農村振興局長連名通知）別記1第3の規定に基づき、事業実績報告書を提出する。</p>
--	--

記	記
活動組織への事務支援実績（別記1添付様式）	<u>1.</u> 活動組織への事務支援実績（別記1添付様式）
（別記2-1）	（別記2-1）
○○規約（例）	○○規約（例）
○○年○○月○○日制定	○○年○○月○○日制定
第1章・第2章（略）	第1章・第2章（略）
第3章 役員等 第7条・第8条（略）	第3章 役員等 第7条・第8条（略）
（役員任期） 第9条 役員任期は、○年○月○ <u>日まで</u> とする。 2（略）	（役員任期） 第9条 役員任期は、○年○月とする。 2（略）
第10条～第12条（略）	第10条～第12条（略）
第4章～第9章（略）	第4章～第9章（略）
附則（略）	附則（略）
（別記2-2）～（別記2-6）（略）	（別記2-2）～（別記2-6）（略）
（様式第1号）	（様式第1号）
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
地方農政局長 （北海道にあっては農村振興局長、 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長） 殿	地方農政局長 （北海道にあっては農村振興局長、 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長） 殿
○○都道府県知事	○○都道府県知事
○○年度日本型直接支払推進交付金 都道府県推進事業実施計画書（実績報告書）の提出（報告）について	○○年度日本型直接支払推進交付金 都道府県推進事業実施計画書（実績報告書）の提出（報告）について
日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）第5の2（ <u>第17の5</u> ）の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。	日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）第5の2（ <u>第17の6</u> ）の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。
記（略）	記（略）

<p>(別紙 1 - 1) ~ (別紙 1 - 3) (略)</p> <p>(様式第 2 号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇市町村長</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度日本型直接支払推進交付金 市町村推進事業実施計画書（実績報告書）の提出（報告）について</p> <p>日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 3（第 17 の 6）の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。</p> <p style="text-align: center;">記 (略)</p> <p>(別紙 2 - 1) ~ (別紙 2 - 3) (略)</p> <p>(様式第 3 号) ・ (様式第 4 号) (略)</p>	<p>(別紙 1 - 1) ~ (別紙 1 - 3) (略)</p> <p>(様式第 2 号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇市町村長</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度日本型直接支払推進交付金 市町村推進事業実施計画書（実績報告書）の提出（報告）について</p> <p>日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 3（第 17 の 7）の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。</p> <p style="text-align: center;">記 (略)</p> <p>(別紙 2 - 1) ~ (別紙 2 - 3) (略)</p> <p>(様式第 3 号) ・ (様式第 4 号) (略)</p>
---	---